



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「満州国」地方財政における「省地方費」の成立
Author(s)	平井, 廣一; Hirai, Hirokazu
Citation	経済學研究, 53(3), 233-250
Issue Date	2003-12-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5353
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_v53(3)_13.pdf



「満州国」地方財政における「省地方費」の成立

平 井 廣 一

はじめに

本稿は、「満州国」国務院内務局が1936（康德3）年に編纂した『地方財政要覧（第一次）』、ならびに1936（康德3）、1938（同5）、そして1940（康德7）年度の『地方財政概要』を用いて、「省地方費」成立前後における「満州国」の地方財政の特質に迫ることを目的とする。

この分野の先行業績は、わずかに、『満鉄調査月報』の昭和14年2月号に、関口猛夫「満洲国地方財政の性格」と題する論文が掲載されているのみで、戦後の日本帝国主義による満州支配史研究にもほとんど言及がない¹⁾。

関口論文の要点は、第1に、各地方団体のうち、市県旗（県は日本では道府県に該当。旗とは、東部内蒙古地域の自治組織）と街村（町村に該当）の租税収入の中心となっているのは「物税」であり、所得税などの「人税」は僅少であること、第2に、歳出面では、各団体とも圧倒的に警察費の比重が高く、産業費、教育費、衛生費などその他の経費は警察費に圧迫されていること、第3に、省地方費（日本の道府県の上位に相当する地方団体で、地方財政の不均衡を是正するため1937年1月に新たに創設＝後述）の歳入においては、国庫からの補給金が大部分を占めること、第4に、地方税の地域的な不均衡が著しく、しかも土地への重課がとりわけ貧農に顕著にみられること、などである。

本稿では、当時すでに指摘されているこうした論点を念頭に置きながら、「満州国」時代で最大の地方財政制度改革であり、中央－地方の財政関係を大きく変えた「省地方費」成立前後

の各地方団体の歳出入を整理することによって、「満州国」地方財政の特質の一端に迫ってみたい。

I 地方財政制度の変遷

「満州国」の地方財政は、成立から崩壊まで数多くの制度的変遷をみているが、地方行政区域と行政機関、及び中央の管轄機関の概要は以下のようである²⁾。

1932年3月9日、建国早々の「満州国」は国務院各部官制を公布し、日本では内務省に該当する民政部を置いた（同部総長＝大臣は藏式毅）。同部は、地方行政、警察、土木、衛生、文教に関する事項を掌理し、部内では地方司が、（1）地方行政、（2）自治行政、（3）公共組合に関わる事項を担当した。さらに地方司に、総務・行政・自治・財務・社会の5科を置き、省公署以下地方官署の指導監督事務を分掌した³⁾。

民政部の監督を受ける「省」⁴⁾は、32年3月

1) 例えば、代表的な研究書である浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』（1986年）では、農村行政支配の深化として保甲制度から街村制度への移行が考察されている（第5章）のみである。

2) 以下、省、県、市、街村の説明は、『満州国史』各論、175～177、184～191頁による。

3) 民政部は、省公署費として、1933～37年度まで、それぞれ4,703、4,369、2,898、5,787、6,196千円を支出した。また県と市公署費に対する補助金も手当していた（拙稿「『満州国』一般会計目的別歳出予算の動向」（北海道大学『経済学研究』52巻4号、2003年）。

9日の国务院官制の公布と同時に省公署官制を、さらに34年10月11日に省官制を制定公布したうえで12月1日に全国を奉天（敗戦時の省公署所在地は奉天市）、安東（安東市）、錦州（錦州市）、熱河（承德街）、間島（間島市）、吉林（吉林市）、濱江（哈爾濱市）、龍江（齊齊哈爾市）、三江（佳木斯市）、黒河（黒河市）の10省とし、同時に東部内蒙古に興安東・西・南・北の4省を置き、14省体制とした。ただし、これらの省を管轄する省公署の財政は、地方財政として独立したものではなく、その予算は民政部所轄の「省公署」費として計上されていた。

省制度の変遷を語る場合に重要なのが、36（康德3）年12月に公布され、翌37年1月から施行された「省地方費」である。同制度は、それまでの中央財政の一環として処理されていた省財政を独立させ、国庫補充金とそれまで県市に所属していた財源の一部を省地方費に移管しつつ、それまで県市が負担していた警察費と教育費の一部を支弁するというものである⁴⁾。この省地方費による省と県市を財政調整制度の成立によって、「満州国」の地方財政は大きく変貌することになった。したがって本稿では、1932（大同1）年度から36（康德3）年度までとそれ以降という時期区分を採用することにする。

省地方費制定以後の省の増減についてみれば、37年7月に通化、牡丹江の2省が、39年6月

には北安、東安の2省が、41年には四平省が新たに設置され、満州全土は19省1特別市（新京）となった。その後43年10月に牡丹江、間島、東安の3省を統合して東満総省を設置したが、45年5月には同省を廃止して牡丹江と東安の2省を合併して東満省を設置したため、敗戦時には18省1特別市（哈爾濱市）を数えた。

県制度は、「満州国」が成立する1932年の7月5日に県官制及び自治県制の公布によって本格的な成立をみた。そして従来の県知事は県長に、県自治指導員は県参事官となった。先に指摘したように、当時は県（そして市）財政が唯一の地方財政であったので、民政部は1933年8月12日、「臨時改組弁法」を出し、（1）県長の更迭には民政部の委任令を必要とする、（2）県の機構を総務、警務、財務、教育の4局とする、（3）県を、都市化が進んでいる順で甲乙丙丁の4級として各々定員制を導入する、として組織の整備を図った。おそらくそれまでの自治的な県の行財政を中央の集権的な機構に組み込もうとしたのであろう。こうした動向はさらに加速し、34年11月には県官制が改正され、37年12月1日に自治県制は廃止、県参事官は副県長と呼ばれるようになった。

こうした支配の集権化は、重要な役職へのいわゆる「日系職員」の配置にも反映された。すなわち、県制創設時における県知事はいわゆる「満系」で、自治指導員は「日系」であったが、早くも32年には「日系」の警務指導官を、34年10月には経理指導官、35年度からは産業指導官を配置した。このうち経理指導官は、県の警察や学校の経理事務の指導を行い、県財政の確立に寄与した。

市制度は、1932年8月の特別市制の制定によって発足し、新京、哈爾濱の2市が特別市として国务院が直轄し、奉天、吉林、齊齊哈爾を普通市として省長に監督させた。その後37年12月の市制の制定とともに市は法人格を持ち、固有の公共事務と国の委任事務を担当した。

4) 満州国成立以前の国民政府下の地方財政制度を簡単に見ておく。まず中央政府である国民政府行政院財政部は省財政庁を管轄下に置き、財政庁の下に国税省税を徴収する県市財政局が置かれていたが、中央の財政権は地方に及ばず、省及び県市は独自の財政運営をおこなっていた。したがって満州国はこうした地方の財政自主権を剥奪するため、まず省財政庁を廃止して国税徴収権を財政部直属の税務監督署に移し、省の行財政は民政部の所轄とした（『地方財政の概要』『満州国現勢』康德4年度－復刻版383頁）。つまり、省地方費が設置されるまでは、省レベルの地方行財政は中央直轄になっていたのである。

5) 国务院総務庁情報処「省地方費の大要」1937年。

特別市は、1932年3月の発足当初の政府組織では、省と同格の国务院の直轄市で、当初は新京と哈爾濱が該当したが、後者はその後一般市となり、1940年時点では、奉天・撫順・遼陽・鞍山・営口・鉄嶺・四平街・本溪湖（奉天省）、濱江（濱江省）、吉林（吉林省）、齊齊哈爾（龍江）、佳木斯（三江省）、錦州・阜新（錦州市）、安東（安東省）、牡丹江（牡丹江省）、満州里・海拉爾（興安北省）の18市があった。

最後に街村は、1937年12月の治外法権の撤廃、満鉄付属地行政権の「満州国」への移管に対応して、市制と同時に制定された「街制・村制」の下で、「街」は市に準ずる都邑とされ、「村」は主として農村集落を集合・合体して設置された。また「街」には、官選である街長の下に副街長、司計（日本の収入役に相当）が、「村」には同じく官選の村長の下に助理員（助役に相当）、司計が置かれ、街村は、直接には県長、間接的には省長の監督を受けた。街村のうち、本溪湖、瓦房店、開原など10の満鉄付属地の街村は、付属地の行政権が「満州国」に返還された後は「指定街」として市に準じた役割を果たすことができたが、41年にはこの制度は廃止された。

街村の前身は、古くは清朝時代の華北からの移民が地縁関係を基盤に集住した村落共同体であり、構成員は外敵に対しては自衛団を組織し（保甲制度）、中央の租税誅求に対しては「攤派（タンバイ）」と呼ばれた租税外公課を村民に割り当ててこれに対抗した。

その後国民政府は、1927年に奉天省各県区村制を公布して従来の街村集落を行政村に組み込み、さらに張学良治下で県組織法並びに区郷鎮自治施行法が制定されて、県区村制は廃止された。

このように、街村は「満州国」におけるいわゆる民衆的自治と権力支配との接点に位置する組織機構であったため、政府は前者をどのようにして後者に適合させていくかを研究した。まず奉天省では、1935年2月に地方制度調査委

員会を設置して国民政府時代の県区村制の実態調査を行い、日本、朝鮮、台湾など他の植民地の地方行財政との比較検討のうえに省内の24県に「暫行街村制」を施行した。

また同省では、1934年11月に省内瀋陽県古城子村を農村教化建設のモデル村に指定し、県当局の協力の下に、（1）村行政の指導改善、（2）各種講習会の開催、娯楽改善、国旗掲揚などの啓蒙活動、（3）営農指導・品評会の開催、（4）道路改修、（5）保健衛生觀念の普及と施設の改善、（6）金融組合の設立、（7）自衛団の訓練、（8）初等教育の普及などの活動をおこなった。

さらに36年には、同省は「実験村建設方針」を策定、上記の古城子村など4村を実験村として日本人指導員を派遣し、村公所規定を定めて、会計事務の改善、公文書の整理、戸口台帳の編成、村税台帳の調製、村財政の確立、保甲制度の活用、産業振興、土木衛生教育の普及、青少年の練成などに力を入れた。

街村行政の整理拡充は当然にも財政の整理と密接に関連する。ここでも奉天省は先鞭をつけ、同省内の鉄嶺県では、現金会計・歳入出予算・物品管理を徹底し、土地台帳の作製、街村有財産の整理造成、国税県税の村による代理徴収、警察官接待費の減額、夫役制度の改善などを実施して街村財政を透明度の高いものとした。この試みは、従来農民への重圧となっていた租税外公課である「攤派」を整理するための「不法攤派根絶要綱案」の制定へと繋がっていく。

1937年12月の街制・村制施行以後も政府は種々の街村育成策を実施すべく、39年6月に「街村育成要綱」を制定した。同要綱によれば、街村は民籍・地籍制度を確立した上で、産業・教育・保健・衛生行政推進の基本単位とされた。また街村の区画と警察管区、学区、協和会分会、合作社の管轄区を一致させて相互の行政的な意思疎通を円滑にすることも目指された。

表 1 1932(大同1)―1936(康德3)年度各省別県歳入構成

(1,000 円)

	県 税					国庫補助金				
	1932	1933	1934	1935	1936	1932	1933	1934	1935	1936
奉天省	5,714 (60.2)	6,073 (58.0)	6,188 (59.4)	3,103 (51.7)	8,088 (71.9)	1,808 (19.1)	690 (6.6)	595 (5.7)	700 (11.7)	500 (4.4)
濱江省	1,804 (81.9)	2,918 (62.0)	3,843 (66.2)	2,408 (48.7)	5,477 (81.0)	132 (6.0)	729 (15.5)	546 (9.4)	612 (12.4)	551 (8.2)
吉林省	2,676 (65.3)	3,069 (63.5)	2,769 (58.6)	1,393 (37.7)	3,430 (67.8)	506 (12.3)	483 (10.0)	274 (5.8)	248 (6.7)	570 (11.3)
錦州省	1,493 (51.7)	1,795 (58.9)	1,812 (58.9)	986 (52.5)	2,348 (70.9)	578 (20.0)	416 (13.7)	226 (7.4)	154 (8.2)	103 (3.1)
安東省	1,199 (41.2)	1,674 (48.0)	1,330 (42.9)	654 (32.3)	1,810 (54.8)	818 (28.1)	716 (20.5)	688 (22.2)	323 (16.0)	516 (15.6)
龍江省	1,021 (64.7)	1,257 (44.3)	1,816 (54.8)	967 (44.9)	2,384 (75.3)	434 (27.5)	1,112 (39.2)	821 (24.8)	266 (12.3)	528 (16.7)
三江省	539 (62.4)	727 (45.8)	1,311 (55.7)	867 (52.5)	1,803 (66.1)	169 (19.6)	446 (28.1)	349 (14.8)	117 (7.1)	252 (9.2)
熱河省	471 (82.5)	589 (49.3)	905 (42.5)	528 (37.2)	1,261 (64.5)	— (—)	358 (30.0)	372 (17.5)	398 (28.0)	188 (9.6)
間島省	251 (34.7)	313 (29.6)	337 (30.0)	172 (28.2)	437 (45.1)	378 (52.3)	405 (38.2)	383 (34.1)	155 (25.4)	297 (30.7)
黒河省	39 (42.4)	128 (39.0)	201 (43.3)	132 (42.2)	217 (51.4)	47 (51.1)	180 (54.9)	206 (44.4)	105 (33.5)	182 (43.1)
興安西・南省	30 (7.2)	182 (44.2)	227 (52.8)	160 (52.6)	342 (69.9)	137 (32.7)	78 (18.9)	70 (16.3)	51 (16.8)	50 (10.2)
計	15,378 (59.4)	18,729 (55.1)	20,755 (56.2)	11,375 (45.6)	27,597 (70.0)	5,014 (19.4)	5,620 (16.5)	4,536 (12.3)	3,134 (12.6)	3,737 (9.5)

	使用料・手数料		財産収入		交付金		県 債		その他とも計				
	1932	1936	1932	1936	1932	1936	1932	1936	1932	1933	1934	1935	1936
奉天省	107 (1.1)	614 (5.5)	62 (0.7)	142 (1.3)	21 (0.2)	185 (1.6)	1,201 (12.7)	— (—)	9,484	10,464	10,413	6,003	11,248
濱江省	2 (0.1)	127 (1.9)	47 (2.1)	76 (1.1)	— (—)	50 (0.7)	— (—)	303 (4.5)	2,203	4,708	5,801	4,940	6,758
吉林省	10 (0.2)	107 (2.1)	80 (2.0)	127 (2.5)	5 (0.1)	49 (1.0)	154 (3.8)	265 (5.2)	4,099	4,836	4,726	3,691	5,062
錦州省	29 (1.0)	204 (6.2)	11 (0.4)	30 (0.9)	— (—)	65 (2.0)	540 (18.7)	175 (5.3)	2,889	3,047	3,074	1,879	3,312
安東省	30 (1.0)	137 (4.1)	22 (0.8)	46 (1.4)	— (—)	26 (0.8)	631 (21.7)	397 (12.0)	2,913	3,491	3,102	2,023	3,302
龍江省	11 (0.7)	82 (2.6)	12 (0.8)	36 (1.1)	0 (0.0)	29 (0.9)	121 (7.7)	342 (10.8)	1,578	2,837	3,313	2,155	3,167
三江省	0 (0.0)	158 (5.8)	3 (0.3)	33 (1.2)	— (—)	21 (0.8)	92 (10.6)	4 (0.1)	864	1,587	2,354	1,651	2,729
熱河省	9 (1.6)	49 (2.5)	6 (1.1)	12 (0.6)	36 (6.3)	168 (8.6)	— (—)	— (—)	571	1,195	2,127	1,420	1,954
間島省	15 (2.1)	34 (3.5)	23 (3.2)	61 (6.3)	— (—)	5 (0.5)	8 (1.1)	112 (11.6)	723	1,059	1,122	611	969
黒河省	0 (0.0)	13 (3.1)	3 (3.3)	1 (0.2)	— (—)	1 (0.2)	— (—)	36 (8.5)	92	328	464	313	422
興安西・南省	4 (1.0)	15 (3.1)	23 (5.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	8 (1.6)	21 (5.0)	12 (2.5)	419	412	430	304	489
計	221 (0.9)	1,540 (3.9)	298 (1.2)	565 (1.4)	65 (0.3)	607 (1.5)	2,772 (10.7)	1,649 (4.2)	25,906	33,970	36,930	24,965	39,412

1932年度は『地方財政概要』(第1集), 36年度は『地方財政概要』(康德3年度)により作成。単位未満切り捨て, 以下同じ。

(備考) ①32-35年度は決算, 36年度は予算。②興安省は, 西・南両省の合計を計上した(表2も同じ)。

II 県財政

Iで述べたように, 「満州国」の地方財政は, 形式的には省―県・市―街村の3級制をとっていたが, 省地方費及び街村制度が発足するまでは県・市が唯一の地方財政であった。以下, そのうち県財政の構造を各省別に明らかにしよう⁶⁾。

まず歳入構成をみたのが表1である。同表は,

6) 表1及び表2は, 『地方財政要覧』(第1集)によったが, 同書の凡例によると, 各県市の大同1(1932)及び大同2(1933)年度の歳入歳出総決算書は, 「匪賊」による書類破棄焼失によって不完全な数値とされているが, ここではそのまま掲げておくことにする。

県の歳入を省単位に, しかも財政規模の大きい省順に並べ, (原資料である『概要』には, ここであげた省より下級の県単位の数値もある), そのうち歳入全体で比率の高い県税と国庫補助金の2項目および合計については32年度から36年度の推移を追い, その他の項目は32年度と36年度の2年度のみ比率を表示したものである(同表で, 35年度の数値がすべての項目で落込んでいるのは, 前後の会計年度の開始月が変更になり, 同年度は6ヶ月分の数値しか計上されていないためである)。

歳入科目としては, 県税と国庫補助金の他に, 使用料手数料収入, 財産収入, 県債などの科目がある。そしてこれらの科目は, 日本本土や朝

表 2 県税内訳 (1936 年度)

(1,000 円)

	独 立 税				国 税 付 加 税			計
	地 税	家屋税	雑 税	個別税	営業税	木 税	鉱業税	
奉天省	4,466	451	2,008	321	741	20	78	8,085
濱江省	3,129	120	1,751	84	336	35	19	5,474
吉林省	2,089	13	1,035	5	219	56	10	3,427
錦州省	1,433	102	428	137	231	0	14	2,345
安東省	759	132	448	165	243	59	0	1,806
龍江省	1,197	98	820	22	240	5		2,382
三江省	663	51	776	60	199	27	23	1,799
熱河省	781	56	214	56	135	3	14	1,259
間島省	280	5	75	13	45	16	1	435
黒河省	8	6	136	31	30	2	0	213
興安南・西省	144	15	128	7	47	0		341
計	14,949	1,049	7,819	901	2,466	223	159	27,566

『康德 3 年度地方財政概要』により作成。

鮮・台湾などの植民地の地方財政と同様である。そのうち県税と国庫補助金の 2 科目でどの省も 80～90 % を占め、これらに比べると他の科目は県債を除いて微々たる金額である。また県債も錦州省と安東省の比率が高いが、その他の省はそれほどでもない。

歳入総額は、全体としては 1.5 倍になっているが、省によって増加率にかなりの格差がみられる。例えば、濱江省（哈爾濱市を中心とする省）や龍江省（齊齊哈爾市が中心）、三江省（佳木斯市が中心）など、いわゆる「北満」地域の伸び率が顕著であるのに対して、南部の奉天、吉林、錦州などの省はそれほど伸びてはいない。いわば歳入増加の点で、「北高南低」の現象がみられるのである。ちなみに吉林省は、新京と吉林両市の周辺の県を含んでいるが、最大の規模をもつ奉天省と同様伸び率は高くない。

次に県税は、金額面ではどの省も順調に伸びていることがわかる。歳入全体に占める比率も、33 年に一旦は大きく落込むものの、その後は回復して 60%～80% にまで高まり、県歳入の柱となった。ただ、安東、間島、黒河の 3 省の比率は極端に低く、租税徴収が難渋していることがわかる。

こうした県税の推移に対応して、国庫補助金が支給される。すなわち、県税比率の低い間島、

安東、黒河の 3 省における補助金の比率は抜きん出ている。またこの他にも、龍江省や錦州省なども初期には比較的補助金の比率が高い。しかしそれでも全体的には、時代が下るにつれてその割合は低下し、1936 年度で 10% を大きく超えているのは、間島、黒河両省を例外とすれば、安東、龍江の 2 省のみとなっている。

その他の科目では、使用料手数料収入に 1936 年度である程度の伸びが見られる他、県債の比率が錦州省や安東省で比較的高いのが注目される。反対に奉天省や濱江省など財政規模の大きい省内の県では県債の比率は極めて低い。

続く表 2 は、1936（康德 2）年度の県税の内訳で、地税と雑税が 2 大財源である。「満州国」成立後の県税としての地税の制度的変容は資料不足で明らかにすることができないが、「満州国」成立直後の調査によれば、国民政府末期の県税としての「畝捐」は、「上則」「中則」「下則」「砂地」の 4 等級によって土地所有者が納付し、税率は省によって格差があるとされていた⁷⁾。

7) 例えば、満鉄経済調査会第 5 部「満州における農民の租税負担と農村機構」（1933 年 2 月）によれば、奉天省の地税の標準率はここに挙げた 4 等級で、省内 58 県中 44 県で実施されていたが、吉林省と黒龍江省は県によって差があった。

表 3 雑税内訳 (1936 年度)

(円)

	農業用荷車	馬 車	自転車	人力車	自動車	自動自転車	手挽車	車 税 計	食 糧 税
奉 天 省	553,296	84,570	31,760	28,500	5,855	18	918	704,917 (35.1)	549,193 (27.3)
濱 江 省	365,541	14,000	—	1,000	1,000	—	—	381,541 (21.8)	1,208,790 (69.0)
吉 林 省	319,957	—	—	—	—	—	—	319,957 (30.9)	633,155 (61.1)
錦 州 省	126,217	16,767	2,983	2,912	530	—	365	149,774 (35.0)	84,260 (19.7)
安 東 省	103,788	32,937	8,616	1,900	1,360	—	150	148,751 (33.1)	127,101 (28.3)
龍 江 省	227,796	13,951	828	—	7,064	—	—	249,639 (30.4)	483,949 (59.0)
三 江 省	58,217	8,664	544	—	3,308	36	—	70,769 (9.1)	410,320 (52.8)
熱 河 省	64,426	7,974	1,752	2,880	120	—	720	77,872 (36.4)	15,247 (7.1)
間 島 省	24,048	1,254	1,512	273	2,505	—	—	29,592 (39.4)	16,247 (21.6)
黒 河 省	6,220	—	—	—	—	—	—	6,220 (4.5)	10,380 (7.6)
興安南・西省	30,600	732	400	—	255	—	—	31,987 (24.9)	58,480 (45.5)

	不動産取得税	屠 殺 税	船 税	漁 業 税	観 覧 税	その他とも計
奉 天 省	240,254 (12.0)	362,612 (18.1)	6,801 (0.3)	84,240 (4.2)	8,320 (0.4)	2,008,105
濱 江 省	38,324 (2.2)	90,192 (5.1)	519 (0.0)	5,403 (0.3)	1,799 (0.1)	1,751,568
吉 林 省	28,413 (2.7)	34,380 (3.3)	2,236 (0.2)	282 (0.0)	425 (0.0)	1,035,575
錦 州 省	49,271 (11.5)	133,627 (31.2)	1,724 (0.4)	1,080 (0.3)	3,615 (0.8)	428,351
安 東 省	30,955 (6.9)	61,034 (13.6)	11,059 (2.5)	21,870 (4.9)	3,013 (0.7)	448,783
龍 江 省	13,359 (1.6)	69,084 (8.4)	424 (0.1)	12,828 (1.6)	1,050 (0.1)	820,333
三 江 省	26,290 (3.4)	54,545 (7.0)	1,790 (0.2)	10,970 (1.4)	1,922 (0.2)	776,406
熱 河 省	14,034 (6.6)	86,618 (40.5)	903 (0.4)	— (—)	2,310 (1.1)	214,066
間 島 省	12,400 (16.5)	13,281 (17.7)	— (—)	— (—)	50 (0.1)	75,070
黒 河 省	314 (0.2)	3,957 (2.9)	255 (0.2)	120 (0.1)	140 (0.1)	136,814
興安南・西省	3,000 (2.3)	31,513 (24.5)	— (—)	— (—)	500 (0.4)	128,480

『康德3年度地方財政概要』により作成。

(備考) 黒河省は、「その他」に遊興税を 108,241 円を含む。

さらに表3は雑税の内訳で、税目がかなり多く制度は複雑であるが、税収上は車税と食糧税が中心となっている。また前者はどの省でも農業用荷車（原資料では「農用大車」）が圧倒的である。奉天省ではその他に馬車、自転車、人力車への課税も多額で、都市的交通がかなり発展していることがわかる。食糧税は濱江省が金額的に他の省を圧倒しているが、これは大豆の生産によるものであろう。

続いて県財政の歳出を示したのが表4である。一般行政費である公署費、および警察費、教育費の3費については、金額が大きいので32年度から36年度までの推移を追い、他の費目は32年度と36年度のみを示した。これら3費以外では、特に1936年度になると、土木費や社会事業費、衛生費などが計上されて、金額的にはきわめて少ないものの、一応地方経営が多角

的になることを示している。

公署費は、県公署の人件費と事務費、機密費などの一般行政費であり、32年度と36年度の歳入全体の比率を比較すると、濱江省と間島省を除くすべての省で比率を落としていることがわかる。また全体の傾向でも顕著な増加はみられず、経費の横ばいあるいはいくつかの省では縮小傾向すらみられる。これは概ね36年時点で、地方行政が安定あるいは定着したことを意味し、教育や土木事業など本来の地方経営の分野に経費の膨張が見られる予兆でもある。

公署費と対照的に、どの省でも一貫して経費の伸びが見られ、しかも歳出で最大の比重を占めるのが警察費である。すなわち、1932年度と36年度を比較して金額が減少しているのは安東省のみで、しかも奉天省から安東省までは比較的安定した伸びを示し、歳入に占める比率

表 4 1932(大同1)－1936(康德3) 年度各省別県歳出構成

(1,000 円)

	公 署 費					警 察 費				
	1932	1933	1934	1935	1936	1932	1933	1934	1935	1936
奉天省	2,312 (25.0)	2,240 (23.4)	1,855 (23.0)	932 (17.9)	2,149 (19.1)	3,914 (42.4)	4,184 (43.7)	4,244 (52.5)	2,183 (41.8)	4,580 (40.7)
濱江省	512 (14.3)	1,145 (27.2)	1,393 (31.0)	653 (18.5)	1,286 (19.0)	1,701 (47.5)	1,699 (40.4)	2,085 (46.5)	1,309 (37.0)	2,529 (37.4)
吉林省	1,505 (41.3)	1,146 (27.2)	1,090 (31.6)	497 (17.4)	912 (18.0)	1,405 (38.6)	1,554 (36.9)	1,533 (44.5)	954 (33.5)	2,018 (39.9)
錦州省	772 (25.9)	781 (28.6)	652 (26.6)	344 (20.7)	717 (21.6)	1,115 (37.4)	1,229 (45.0)	1,250 (51.0)	676 (40.7)	1,364 (41.2)
安東省	622 (20.8)	678 (19.9)	568 (22.3)	267 (15.0)	509 (15.4)	1,503 (50.2)	1,435 (42.0)	1,402 (55.0)	781 (43.9)	1,480 (44.8)
龍江省	792 (38.6)	996 (35.8)	947 (34.2)	548 (26.7)	823 (26.0)	837 (40.8)	1,160 (41.6)	1,265 (45.7)	772 (37.6)	1,458 (46.0)
三江省	238 (21.4)	487 (33.0)	628 (39.0)	322 (21.2)	535 (19.6)	456 (41.0)	569 (38.5)	723 (44.9)	523 (34.5)	1,001 (36.7)
熱河省	234 (31.5)	405 (37.3)	511 (37.0)	306 (30.3)	531 (27.2)	297 (39.9)	372 (34.3)	552 (39.9)	331 (32.8)	785 (40.2)
間島省	142 (18.0)	245 (23.3)	234 (27.8)	113 (18.8)	187 (19.3)	381 (48.2)	388 (36.9)	480 (57.0)	257 (42.8)	528 (54.5)
黒河省	78 (77.2)	153 (52.0)	204 (53.7)	103 (36.1)	165 (39.1)	18 (17.8)	79 (26.9)	118 (31.1)	63 (22.1)	127 (30.1)
興安西・南省	141 (34.9)	140 (35.4)	117 (29.9)	52 (20.7)	100 (20.4)	180 (44.6)	119 (30.1)	167 (42.7)	104 (41.4)	215 (43.9)
計	7,442 (26.9)	8,421 (27.0)	8,203 (28.9)	4,140 (19.9)	7,914 (20.1)	11,814 (42.8)	12,794 (41.0)	13,821 (48.7)	7,958 (38.3)	16,085 (40.8)

	教 育 費					土 木 費		社会事業費		衛生・病院費	
	1932	1933	1934	1935	1936	1932	1936	1932	1936	1932	1936
奉天省	1,322 (14.3)	1,781 (18.6)	1,575 (19.5)	771 (14.8)	1,571 (14.0)	24 (0.3)	320 (2.8)	45 (0.5)	98 (0.9)	15 (0.2)	194 (1.7)
濱江省	990 (27.7)	622 (14.8)	811 (18.1)	479 (13.6)	1,076 (15.9)	— (—)	82 (1.2)	2 (0.1)	14 (0.2)	— (—)	13 (0.2)
吉林省	249 (6.8)	506 (12.0)	621 (18.0)	363 (12.7)	733 (14.5)	0 (0.0)	193 (3.8)	37 (1.0)	26 (0.5)	1 (0.0)	13 (0.3)
錦州省	386 (12.9)	270 (9.9)	380 (15.5)	189 (11.4)	436 (13.2)	15 (0.5)	51 (1.5)	— (—)	2 (0.1)	1 (0.0)	33 (1.0)
安東省	355 (11.9)	443 (13.0)	492 (19.3)	239 (13.4)	501 (15.2)	26 (0.9)	31 (0.9)	5 (0.2)	5 (0.2)	— (—)	26 (0.8)
龍江省	313 (15.3)	385 (13.8)	449 (16.2)	258 (12.6)	495 (15.6)	— (—)	48 (1.5)	— (—)	4 (0.1)	— (—)	11 (0.3)
三江省	105 (9.4)	107 (7.2)	170 (10.6)	122 (8.0)	289 (10.6)	45 (4.0)	131 (4.8)	1 (0.1)	3 (0.1)	— (—)	21 (0.8)
熱河省	83 (11.2)	104 (9.6)	202 (14.6)	128 (12.7)	271 (13.9)	0 (0.0)	45 (2.3)	0 (0.0)	5 (0.3)	0 (0.0)	6 (0.3)
間島省	138 (17.5)	93 (8.8)	99 (11.8)	60 (10.0)	114 (11.8)	0 (0.0)	2 (0.2)	5 (0.6)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
黒河省	5 (5.0)	21 (7.1)	41 (10.8)	22 (7.7)	57 (13.5)	— (—)	20 (4.7)	— (—)	1 (0.2)	— (—)	9 (2.1)
興安西・南省	56 (13.9)	52 (13.2)	68 (17.4)	43 (17.1)	84 (17.1)	0 (0.0)	9 (1.8)	0 (0.0)	24 (4.9)	— (—)	6 (1.2)
計	4,009 (14.5)	4,389 (14.1)	4,914 (17.3)	2,678 (12.9)	5,627 (14.3)	112 (0.4)	932 (2.4)	97 (0.4)	183 (0.5)	19 (0.1)	332 (0.8)

	勸 業 費		積立金	補 助 費		公 債 費		その他とも計				
	1932	1936	1936	1932	1936	1932	1936	1932	1933	1934	1935	1936
奉天省	74 (0.8)	177 (1.6)	174 (1.5)	138 (1.5)	451 (4.0)	306 (3.3)	504 (4.5)	9,242	9,574	8,077	5,220	11,248
濱江省	75 (2.1)	47 (0.7)	792 (11.7)	— (—)	74 (1.1)	8 (0.2)	261 (3.9)	3,580	4,203	4,488	3,535	6,758
吉林省	25 (0.7)	26 (0.5)	371 (7.3)	20 (0.5)	106 (2.1)	27 (0.7)	279 (5.5)	3,642	4,216	3,444	2,849	5,062
錦州省	34 (1.1)	65 (2.0)	162 (4.9)	18 (0.6)	93 (2.8)	22 (0.7)	58 (1.8)	2,982	2,732	2,450	1,661	3,312
安東省	5 (0.2)	7 (0.2)	46 (1.4)	2 (0.1)	32 (1.0)	217 (7.2)	373 (11.3)	2,994	3,413	2,547	1,779	3,302
龍江省	18 (0.9)	31 (1.0)	75 (2.4)	— (—)	— (—)	2 (0.1)	57 (1.8)	2,052	2,786	2,768	2,052	3,167
三江省	6 (0.5)	30 (1.1)	285 (10.4)	0 (0.0)	5 (0.2)	4 (0.4)	12 (0.4)	1,112	1,477	1,611	1,516	2,729
熱河省	3 (0.4)	62 (3.2)	— (—)	— (—)	8 (0.4)	— (—)	9 (0.5)	744	1,085	1,382	1,010	1,954
間島省	6 (0.8)	2 (0.2)	— (—)	21 (2.7)	6 (0.6)	13 (1.6)	62 (6.4)	790	1,051	842	600	969
黒河省	(0.0)	1 (0.2)	5 (1.2)	— (—)	2 (0.5)	— (—)	1 (0.2)	101	294	380	285	422
興安西・南省	0 (0.0)	1 (0.2)	— (—)	6 (1.5)	3 (0.6)	1 (0.2)	10 (2.0)	404	395	391	251	490
計	249 (0.9)	449 (1.1)	1,910 (4.8)	209 (0.8)	780 (2.0)	604 (2.2)	1,626 (4.1)	27,628	31,233	28,365	20,763	39,413

1932-35 年度は『地方財政概要』(第1集), 36 年度は『地方財政概要』(康德3 年度) により作成。

(備考) ① 32-35 年度は決算, 36 年度は予算。② 32 年度の積立金は計上されていない。

も大きく変化してないのに対して, 龍江省, 三江省, 熱河省は, 金額の伸びが大きく, 龍江省は比率も格段に上昇しているのがわかる。これ

らの省はいうまでもなく治安の安定が課題になっており, 三江省はいわゆる満蒙開拓団の入植地を多く抱える省であるから, 当然にも警察費の

表 5 市一般会計歳入予算 (1936 年度)

(1,000 円)

	市 税		財産収入		国庫補助金		使用料・手数料		雑 収 入	
新京特別市	483	(13.5)	327	(9.2)	140	(3.9)	277	(7.8)	27	(0.8)
哈爾濱特別市	1,857	(39.3)	212	(4.5)	527	(11.2)	1,163	(24.6)	245	(5.2)
奉 天 市	1,022	(34.7)	162	(5.5)	348	(11.8)	275	(9.3)	381	(12.9)
吉 林 市	252	(67.7)	33	(8.9)	18	(4.8)	38	(10.2)	16	(4.3)
斎斎哈爾市	159	(48.0)	38	(11.5)	50	(15.1)	6	(1.8)	10	(3.0)

	市 債		前年度剰余金		その他とも計
新京特別市	210	(5.9)	1,424	(39.9)	3,573
哈爾濱特別市			495	(10.5)	4,722
奉 天 市	600	(20.4)	45	(1.5)	2,948
吉 林 市			3	(0.8)	372
斎斎哈爾市					331

『地方財政要覧』(康德3年度)により作成。

膨張が続いていくのである。

「満州国」の警察制度は、その発足当初から都市部と農村部との組織機能が分離され、後者は県公署の警察がこれを担っていた。したがって、県警察は市警察の所轄外にある農村部における抗日ゲリラ取締の主体であった。

県の警察制度は、1932年7月の県官制の制定によって、県公署に県長の補佐機関として警務局を設置したことに始まる。そして37年12月には警務局は警務課と改称された。また警務局－警務課の下には警察署と分駐所あるいは警察署が置かれた。

さらに、県警察＝警務局には警察隊と称する「匪賊」討伐を主な任務とする武装警察が存在した。この警察隊は県長直属の機関であったが、36年3月に中央の軍政部に引き継がれて治安隊に改編された。しかし38年1月には再び県に配属されることになり、県はこの部隊を警察遊撃隊として再編して治安確保にあたっていた。教育費、土木費、衛生費そして社会事業費などの内訳は明らかではないが、教育費はおそらく日本でいう小学校などの初等教育費、土木費は道路の建設改良費であろう。

Ⅲ 市財政

表5は、新京と哈爾濱の両特別市、及び奉天以下3普通市の一般会計の歳入予算である。特別市とは国務院の直轄下にあるもの、普通市は省が監督するものをいう。注意すべきは、ここに計上されている市財政には、その1937年12月以降その行政権が「満州国」に移管されるまでの満鉄付属地の都市経営の部分は含まれていないことである⁸⁾。

まず歳入から見ると、新京は前年度剰余金の比率が高く、異常な構造になっているが、その他の市は市税が歳入の中心である。それでも吉林と斎斎哈爾を除いて市税の比重は低く、とりわけ新京はわずか10%台である。国庫補助金は、哈爾濱、奉天、斎斎哈爾の各市が市税の3分の1を受け入れている。市債は奉天省のみが大きく依存しているが、他の市はほとんど計上されていない。

市税収入のうち、雑税の構成を示したのが表6である。車税と食糧税、不動産税をはじめほ

8) 満鉄付属地は、鉄道用地と市街地に分かれており、満鉄は後者に対して「地方経営」と称して、衛生、教育、土木工事、上下水道などの都市経営をおこなっていた。

表 6 市雑税内訳 (1936 年度)

(円)

	農業用荷車	馬 車	自転車	人力車	自動車	自動自転車	手挽車	車税計
新京特別市	230	63,609	4,860	2,083	16,482	198	—	87,462 (52.0)
哈爾濱特別市	11,080	105,847	5,428	27,065	86,140	130	1,432	237,122 (34.7)
奉 天 市	—	30,780	16,767	19,680	15,966	264	1,407	84,864 (28.9)
吉 林 市	—	43,162	—	—	—	—	—	43,162 (57.9)
齋齋哈爾市	—	24,979	—	—	—	—	—	24,979 (48.2)

	食 糧 税	不動産取得税	屠 殺 税	観 覧 税	その他とも計
新京特別市	— (—)	10,000 (5.9)	60,680 (36.1)	9,000 (5.4)	168,142
哈爾濱特別市	200,000 (29.2)	40,000 (5.8)	— (—)	85,500 (12.5)	683,834
奉 天 市	— (—)	45,000 (15.3)	151,940 (51.7)	7,310 (2.5)	293,714
吉 林 市	24,709 (33.1)	— (—)	5,597 (7.5)	— (—)	74,570
齋齋哈爾市	— (—)	5,000 (9.7)	10,225 (19.7)	3,500 (6.8)	51,792

『地方財政要覧』(康德3年度)により作成。

表 7 市一般会計歳出予算 (1936 年度)

(1,000円)

	公署費	警察費	教育費	土木建築費	社会事業費	衛生・病院費
新京特別市	451	—	180	2,272	63	157
哈爾濱特別市	970	60	530	1,189	72	742
奉 天 市	593	13	555	1,016	14	288
吉 林 市	123	—	106	32	25	26
齋齋哈爾市	99	—	66	40	3	65

	屠殺場費	勸業費	補助金	公債費	その他とも計
新京特別市	—	18	3	306	3,573
哈爾濱特別市	86	60	299	340	4,722
奉 天 市	43	15	8	21	2,948
吉 林 市	9	—	1	—	372
齋齋哈爾市	2	2	8	37	331

『地方財政要覧』(康德3年度)により作成。

とんどの税目は県と同様であるが、車税、特に自動車の比率が高いのは都市的な特徴というべきか。普通市で農業用荷車の数値がないのは、税目がないためであろう。

歳出は表7である。いずれの市も土木建築費、すなわち都市のインフラ整備費の比率が高い。これに比較すると、教育や衛生、社会事業などの経費はそれほどではないが、金額的にはある程度が目配りがされているともいえる。警察費がほとんど皆無であるのは、同費は中央財政から支弁されているためである。

表8は市の特別会計予算である。市によって

都市整備の重点が異なり、哈爾濱は都市計画事業と交通事業に、奉天は都市計画と上水道、及び市電事業を重視していることがわかる。市営住宅会計は新京のみにある。

さらに、表9と表10によって、「満州国」の首都であった新京特別市の歳入出予算の推移を追ってみる。歳入は前年度剰余金を除くと、国庫補助金と市債に全面的に依存し、市税収入は微々たるものである。歳出では、1934・35年度では道路橋梁費が大部分を占める土木費が大きい。同費の数値が表10と先の表7で大きく異なっているのは、病院建築費を前者は病院衛

表 8 市特別会計予算（1936 年度）

(円)

	電車廠	上水道	都市計画事業費	市営住宅	交通事業	中央市場	工芸養成所	計
新京特別市	—	458	—	128	—	—	—	586
哈爾濱特別市	—	—	3,469	—	1,947	163	177	5,756
奉天市	313	257	1,033	—	—	—	—	1,603
吉林市	—	496	—	—	—	—	—	496
計	313	1,211	4,502	128	1,947	163	177	

『地方財政要覧』（康德 3 年度）により作成。

表 9 新京特別市歳入予算

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936
市 税	74	78	293	335	483
国税付加税	—	—	—	—	190
地 税	4	—	5	5	5
家屋税	55	57	66	72	80
個別税	—	—	100	100	40
雑 税	15	21	122	158	168
財 産 収 入	72	116	133	301	326
使用料・手数料	68	61	82	146	276
国庫補助金	390	343	200	1,139	140
市 債	—	—	2,650	1,070	210
前年度剰余金	58	37	38	1,023	1,424
その他とも歳入総計	695	757	3,863	4,669	3,573

『康德 2 年度 新京特別市財政要覧』により作成。

表 10 新京特別市歳出予算

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936
公 署 費	279	268	414	434	439
土 木 費	103	182	2,759	2,110	1,700
教 育 費	59	96	453	604	180
社会事業費	—	26	27	44	61
病院衛生費	49	124	89	884	719
公 債 費	—	—	—	294	306
その他とも歳出計	695	757	3,863	4,669	3,573

『康德 2 年度 新京特別市財政要覧』により作成。

（備考）各経費は、本来の費目のほかに、以下の費目をそれぞれ加えた。教育費：図書館費・学事諸費・学校建築費・中学校設備額、病院衛生費：伝染病予防費・隔離病舎費・清潔費・病院建築費

生費に、後者では土木建築費に含めているためである。いずれにしても、新京では市制施行後 4 年を数える 1936 年ともなると、衛生事業や教育にもそれなりの経費が投入されて、都市経営が多面化していくことが伺える。

Ⅳ 街村財政

最後に街村財政をみよう。表 11・12 が発足当初の街村の歳入出である。いずれの省の街村も租税、中でも地稅収入が圧倒的で、財産収入や手数料収入はほとんどない。ただ奉天省のみは、これらの他に補助費や雑収入もいくらか計

表 11 省別街村歳入予算 (1937 年度)

(1,000円)

	奉天省	濱江省	吉林省	錦州省	安東省	龍江省	三江省	熱河省	間島省	通化省	牡丹江省	計
租 税 収 入	10,587	4,372	3,542	3,480	2,165	1,357	900	1,640	358	1,030	568	15,040
地 税	8,463	3,543	2,879	2,993	1,987	1,115	718	1,461	95	844	431	12,523
営業税	452	271	163	35	53	81	32	108	1	41	78	592
家屋税	551	241	158	66	36	63	39	20	9	41	9	441
個別税	1,087	232	331	385	68	44	73	15	22	92	47	1,077
財 産 収 入	105	0	—	1	7	—	—	4	4	—	70	86
手数料・使用料	855	—	3	215	64	1	0	16	48	17	7	371
雑 収 入	430	21	47	—	14	9	1	2	—	—	0	73
補 助 費	358	101	11	117	26	11	2	12	15	—	—	194
その他とも計	12,706	4,697	3,683	4,092	2,288	1,466	928	1,705	504	1,134	646	30,397

『地方財政概要』(康德5年度)により作成。

(備考) 黒河省と興安4省は省略した。

表 12 省別街村歳出予算 (1937 年度)

(1,000円)

	奉天省	濱江省	吉林省	錦州省	安東省	龍江省	三江省	熱河省	間島省	通化省	牡丹江省	計
公 署 費	5,552	1,066	1,107	1,033	591	624	519	674	309	354	44	5,255
保 甲 費	1,507	1,655	1,425	843	535	297	—	284	17	432	425	4,258
教 育 費	4,690	215	167	1,361	510	128	13	283	14	130	74	2,680
衛 生 費	120	36	32	29	10	15	12	20	42	—	15	175
勸 業 費	196	128	42	114	25	24	0	85	4	—	2	296
社会事業費	110	66	0	15	2	7	2	8	3	—	3	40
土 木 費	541	108	116	98	61	24	1	17	—	—	15	332
建 築 費	456	501	128	54	53	37	18	66	12	—	9	377
消防隊費	39	17	2	6	15	5	9	13	7	—	4	61
積 立 金	211	171	100	119	115	5	5	7	0	—	4	355
予 備 費	449	112	114	143	123	76	35	55	10	—	19	575
その他とも計	12,676	4,682	3,683	4,063	2,288	1,419	928	1,665	504	1,134	646	14,404

『地方財政概要』(康德5年度)により作成。

(備考) 黒河省と興安4省は省略した。

上されており、都市機能の多様性、複雑性を示している。

歳出面で他の地方団体に見られない固有の経費が保甲費である。「満州国」は1933年12月に「暫行保甲法」を公布し、中国古来の地方自治組織であった保甲制度を、反満抗日運動を封じ込めるための相互監視組織として新たに位置付けなおしたのである。すなわち、それまで農家が一定の戸数を基準に、「隣邦友愛」「治安維持」を目的として組織していた保・甲・牌と称する団体を、農家10戸で構成される「牌」を1村単位でまとめて「甲」とし、1警察署管轄内の「甲」をいくつかまとめて「保」を構成させた。またこれらの保・甲・牌の長は、警察機

関の意思を反映した旧支配層から選出されていた。

こうして農村部の治安維持機能を担うものとして位置付けられた保甲制度の最大の業務が保甲内の18歳以上40歳未満の男子によって組織された自衛団の設立であった。そして各街村は、自衛団の運営、すなわち団員の俸給に巨額の支出を強いられることになるのである⁹⁾。そしてこの「暫行保甲法」は、街村制の発足に伴って廃止されて「市街村自衛法」に引き継がれた¹⁰⁾。

9) 以上保甲制度と保甲費の説明は、風間秀人「農村行政支配」(前掲『日本帝国主義の満州支配』第5章)による。

10) 『満州国史』各論, 188頁。

V 「省地方費」の成立

表 13 は、1937 年 1 月 1 日の省地方費¹⁾成立翌年に当る 38 年度と 40 年度の省地方費、市県

旗、街村の 3 地方団体の歳入を比較したものである。まず新たに設置された省地方費の歳入は、租税収入の比率が 38・40 年度とも 20%弱であるのに対して、行政費補足金、一般会計補給金、

表 13 省地方費成立以降の各地方財政歳入予算

(1,000 円)

	省 地 方 費				市 県 旗 費				街 村 費			
	1938		1940		1938		1940		1938		1940	
租 税 収 入	11,838	(17.2)	25,421	(19.3)	35,002	(37.1)	58,903	(36.8)	30,402	(88.5)	58,547	(75.9)
糧穀生産税付加税	4,553	(6.6)	5,891	(4.5)	99	(0.1)	15	(0.0)	—	(—)	—	(—)
法人営業税付加税	1,534	(2.2)	8,313	(6.3)	195	(0.2)	2,140	(1.3)	—	(—)	—	(—)
勤労所得税付加税	548	(0.8)	1,318	(1.0)	140	(0.1)	336	(0.2)	2,620	(7.6)	7,418	(9.6)
鉦区税付加税	111	(0.2)	231	(0.2)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—	(—)
鉦産税付加税	147	(0.2)	469	(0.4)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—	(—)
禁煙特税付加税	266	(0.4)	242	(0.2)	302	(0.3)	235	(0.1)	—	(—)	—	(—)
営業税付加税	43	(0.1)	50	(0.0)	5,790	(6.1)	12,653	(7.9)	1,345	(3.9)	4,198	(5.4)
家屋税付加税	5	(0.0)	10	(0.0)	1,624	(1.7)	3,628	(2.3)	1,250	(3.6)	412	(0.5)
自由職業税付加税	—	(—)	—	(—)	—	(—)	113	(0.1)	—	(—)	—	(—)
遊興飲食税付加税	—	(—)	—	(—)	—	(—)	2,816	(1.8)	—	(—)	—	(—)
家屋税	2,575	(3.7)	3,836	(2.9)	432	(0.5)	810	(0.5)	—	(—)	—	(—)
家畜税	2,101	(3.1)	4,839	(3.7)	—	(—)	—	(—)	—	(—)	—	(—)
地稅	28	(0.0)	19	(0.0)	16,817	(17.8)	20,542	(12.8)	24,822	(72.2)	46,395	(60.2)
雑税	191	(0.3)	199	(0.2)	9,551	(10.1)	15,610	(9.8)	—	(—)	—	(—)
使用費・手続費	548	(0.8)	1,113	(0.8)	5,532	(5.9)	8,710	(5.4)	1,246	(3.6)	3,040	(3.9)
一般会計補給金	7,037	(10.2)										
①中等学校營繕補給費	1,110	(1.6)										
②県警務員補給金	1,097	(1.6)										
③地方土木費補給金	4,570	(6.6)										
④東満農村振興国庫補給金	260	(0.4)										
国庫負担金	3,164	(4.6)	4,098	(3.1)								
中等学校国庫負担金	3,164	(4.6)										
行政費補足金	37,451	(54.4)	50,839	(38.6)								
①一般行政費補足金	11,482	(16.7)										
②特別行政費補足金	24,747	(35.9)										
(ア)警察費	9,535	(13.8)										
(イ)臨時警備費	4,774	(6.9)										
(ウ)土木費	6,341	(9.2)										
(エ)特殊農産物開発費	3,200	(4.6)										
(オ)造林費	897	(1.3)										
指定補給金			34,176	(25.9)								
市県分担金・納入金	4,823	(7.0)										
①警察費分担金	3,387	(4.9)										
②土木費分担金	739	(1.1)										
③請願警察費納入金	80	(0.1)										
④教育費納入金	59	(0.1)										
⑤日本人小学校納入金	556	(0.8)										
国庫補助					2,498	(2.6)	1,916	(1.2)				
省地方費補助					21,491	(22.8)	35,538	(22.2)				
補助費									690	(2.0)	2,309	(3.0)
公 債	396	(0.6)	659	(0.5)	4,169	(4.4)	12,057	(7.5)	—	(—)	73	(0.1)
その他とも計	68,864	(100.0)	131,769	(100.0)	94,352	(100.0)	160,095	(100.0)	34,359	(100.0)	77,097	(100.0)

『地方財政概要』康徳 5 年度、康徳 7 年度により作成。

(備考) 1940 年度の省地方費における行政費補足金及び指定補給金の内訳は不明。

国庫負担金、並びに指定補給金（40 年度）を加えた国庫補助は、両年度ともその割合は歳入全体の 70% 近くにも及んでいる。公債収入はほとんど取るに足らない金額である。

行政費補足金は、その中身がわかる 38 年度に着目すると、一般行政費と特別行政費の 2 つがあり、前者は一般会計の総務庁費からの補助金¹²⁾で、同表にあるように地方土木費に対する補助が中心である。また後者は 1937 年 12 月に設置された「地方財政調整資金特別会計」からの受入金である。同特別会計の歳入は一般会計の総務庁からの繰入金であるから¹³⁾、省地方費は、一般会計から特別会計を経由する多額の資金によって支えられていたことになる。

特別行政費補足金の内訳は、土木費もあるが、やはり警察費が中心である。しかも省地方費は、38 年度には市県からの分担金（これも警察費が大部分）と納入金を受け入れているが、40 年度はこれを返上し、代わりに行政費補足金と指定補給金が大幅に増額されている。つまり、省地方費は、分担金を廃止した分、国庫補助への依存を強めたのである。

またこれらの補給金や補足金は、同表のようにすべて特定の支出に対応したいわゆる「ヒモ付き」補助金であり、現在の地方交付税交付金のような財源調整機能を持つものではなく、い

わば膨張する警察費と土木費の財源補填であった。

歳入の第 2 位である租税収入は、家屋税、家畜税、地稅、雑税などの独立税と国税付加税によって構成されている。そのうち、家屋税と家畜税はある程度の税収はあるが、穀物生産税と法人営業税の両付加税には及ばない。中でも地稅収入は皆無に近い。穀物生産税は、資料では「出産糧石税」と表記され、各種の穀物や豆類、油用食物の生産に対する従価税である。

これに対して市県旗¹⁴⁾の歳入は、上級団体である省地方費からの補助金もそれなりの比重をもつが、租税収入が補助金を上回っている。その内訳は、省地方費と対照的に、独立税である地稅と雑税が 15% と税収の柱になり、この両税に営業税と家屋税の付加税が加わる形になっている。先の表 2 では、地方費成立以前の県税も地稅と雑税が中心であったから、この構造はあまり変化がないといえよう。この他の租税収入では、鉦区税と鉦産税の付加税と家畜税は省地方費のみに、自由職業税と遊興飲食税の両付加税は市県旗に帰属している。

補助金では国庫からの直接補助はわずかで、省地方費からの補助が大きい。この表 13 と、冒頭にみた表 1 の省地方費成立以前の県歳入を比較すると、歳入の半額を占めていた租税が大きく落込み、代わって地方費からの補助がその分を補っていることがわかる。

公債収入は、省地方費と異なって、特に

11) この「地方費」という名称は、北海道地方費や関東州地方費を連想させる。前者は、1901（明治 34）年 3 月に制定され、北海道で徴収する種々の租税を帝国議会に代わって同時に発足した北海道会の議決によって賦課徴収するとした制度である。これによって北海道にも本格的な地方税制度が導入されるのであるが、満州国の場合は、地方議会は存在しないので、省にある程度の税源を賦課するという限定的な意味で地方費という名称を用いたのであろう。

12) 同上表を参照。この表の原資料である「総予算」では、「地方費補給金」が 1939～42 年度でそれぞれ 1,072, 831, 597, 495 千円支出されている。38 年度はこれ以外の費目に計上されているのであろう。したがって、40 年度は表 13 の「行政費補足金」50,839 千円のうち、831 千円が一般行政費補足金ということになる。

13) 拙稿「満州国」特別会計予算の一考察－1932～1941」（北海道大学『経済学研究』48 巻 3 号，1999 年），91 頁。

14) 「旗」はいわゆる東部内蒙古地域の自治組織であるが、歳入出をもつ地方団体になるのは省地方費法制定以降のことであろう。というのは、当該地域は行政区画としては興安 4 省と熱河省を中心に、吉林、龍江、濱江、錦州省の一部を含むが、これらの省に県と並んで旗の財政が掲載されるのは、『地方財政概要』の康德 5（1938）年度版以降であり、3 年度版では興安西・南兩省には、開魯、林西、通遼の 3 県のみが記載されているからである。

表 14 同地方財政歳出

(1,000円)

	省 地 方 費						市 県 旗 費					
	1938		1939		1940		1938		1939		1940	
公 署 費	—	(—)	—	(—)	—	(—)	14,954	(15.8)	16,898	(15.5)	22,391	(14.0)
警 察 費	19,924	(28.0)	25,382	(29.1)	34,862	(26.5)	18,036	(19.1)	17,604	(16.1)	25,661	(16.0)
教 育 費	5,677	(8.0)	3,011	(3.4)	7,957	(6.0)	7,391	(7.8)	10,760	(9.9)	24,484	(15.3)
土 木 費	13,441	(18.9)	16,350	(18.7)	20,005	(15.2)	14,508	(15.4)	15,759	(14.4)	20,270	(12.7)
営 繕 費	3,404	(4.8)	5,668	(6.5)	6,989	(5.3)	—	(—)	—	(—)	—	(—)
産 業 費	5,699	(8.0)	7,613	(8.7)	13,308	(10.1)	4,890	(5.2)	5,785	(5.3)	8,680	(5.4)
衛 生 費	686	(1.0)	814	(0.9)	1,814	(1.4)	3,236	(3.4)	4,281	(3.9)	8,743	(5.5)
社会事業費	—	(—)	—	(—)	—	(—)	416	(0.4)	453	(0.4)	754	(0.5)
補 助 費	16,736	(23.5)	19,769	(22.6)	30,241	(23.0)	2,305	(2.4)	4,308	(3.9)	5,700	(3.6)
その他とも計	71,284	(100.0)	87,370	(100.0)	131,769	(100.0)	94,352	(100.0)	109,112	(100.0)	160,095	(100.0)

	街 村 費					
	1938		1939		1940	
公 署 費	10,066	(29.4)	19,296	(30.9)	26,298	(34.1)
警 察 費	7,646	(22.4)	4,736	(7.6)	4,377	(5.7)
教 育 費	7,711	(22.5)	14,703	(23.6)	11,905	(15.4)
土 木 費	997	(2.9)	4,154	(6.7)	3,531	(4.6)
営 繕 費	1,358	(4.0)	3,052	(4.9)	9,975	(12.9)
産 業 費	626	(1.8)	1,528	(2.5)	1,878	(2.4)
衛 生 費	340	(1.0)	1,137	(1.8)	1,823	(2.4)
社会事業費	—	(—)	—	(—)	—	(—)
補 助 費	—	(—)	—	(—)	—	(—)
その他とも計	34,199	(100.0)	62,361	(100.0)	77,097	(100.0)

『地方財政概要』康德5年度、康德7年度により作成。

(備考) ①省地方費は、「一般省地方費」と「特別省地方費」(黒河省)の合計 ②補助費のうち、省地方費は「市県旗費補助」、市県旗費は「各種補助費」である。 ③街村費の公署費は資料の「公所費」を、警察費は「自衛費」それぞれを充てた。

1940年度は省地方費補助の3分の1を占めて、決して無視できない額である。

3番目の街村財政では、国庫や県からの補助金はほとんどなく、地税で歳入のほとんどを賄っており、その他の税収では勤労所得税が目立つ程度である。日本や朝鮮台湾などの植民地では、地租の国税収入に占める意義は決定的であり、そのために政府は早期に地租改正を実施した。しかし「満州国」では、国税収入として田賦は存在するが、地税はむしろ地方財政、それも最下級の地方財政である街村に帰属する部分が大きかった。このことは、「満州国」では土地改革の正否如何が街村、すなわち農村の地方自治と深く関係しており、当局としてもかなりの困難を伴う事業であろうことを想像させる。

続いて表13と対応する形で、表14によって

当該期の歳出の推移をみることにする。第1に、省地方費では警察費が全体の30%弱、次いで市県旗補助と土木費、以下教育費、産業費が続く。警察費は相変わらず金額の伸びは著しいが、歳出全体に占める比率は1940年度には1938年度をわずかながら下回った。次に大きいのが市県旗財政に対する補助金であり、この点を強調するならば、省地方費は下級団体である市県旗に対して資金を流すパイプの役割を果たしていることになる。以下、歳出で突出しているのが土木費であり、これを産業費が急迫している。省地方費の一般行政費に該当する公署費は、一般会計の総務庁費から支出されている¹⁵⁾ので、

15) 拙稿「『満州国』一般会計目的別歳出予算の動向」(2003)、107頁の表2参照。

省地方費からの支出はない。

第2に、市県旗費では、公署費、警察費、土木費、そして教育費が中心であるが、警察費の比重は次第に低下し、時代が下るにつれて教育、土木営繕に重点が移っていくのがよくわかる。産業費は、省地方費よりも割合は低いが、衛生費は省地方費のそれを上回っている。

第3に街村費では、1938年度は公署費と警察、教育費で全体の70%を占めていたが、翌年度から警察費（原表では「自衛費」）の比重は低下して40年度には6%となり、代わって営繕費が伸びている。

以上の3つの地方団体の歳出入構造をここであらためて総括すれば、省地方費は国庫補助と租税によって警察費と市県旗費補助及び土木費を支弁し、県市旗費は庁地方費から受け入れた

補助金と租税収入で警察、土木、教育費を、街村は租税収入によって教育費と営繕費をそれぞれ重点的に支出していたということになる。

さらに表15を用いて、表13・表14で全体を概観した省地方費の歳入を、省別に詳しくみよう。歳入は、同表のように、租税収入から市県分担金・納入金まで6項目が主要なものである。まず租税収入の動向を見ると、奉天、哈爾濱、新京、吉林などの都市を囲む県を抱える奉天、瀋江、吉林の3省は、治安の安定に伴って租税収入が大幅に伸びている。これに対して、錦州、安東、龍江、三江、熱河省など、「満州国」の周辺に位置する省の租税収入は、もともと金額自体が大きいこともあって、38年度と40年度を比較すると確かに絶対額は伸びているが、比率はそれほどでもないことがわか

表15 各省地方費歳入出予算（1938・1940年度）

(1,000円)

	奉 天 省			瀋 江 省			吉 林 省			錦 州 省		
	1938	1940		1938	1940		1938	1940		1938	1940	
租税収入	4,462 (24.8)	10,857 (44.1)		2,209 (20.9)	3,164 (28.1)		1,518 (22.4)	2,800 (27.1)		610 (16.6)	1,194 (16.2)	
国庫負担金	1,170 (6.5)	1,305 (5.3)		410 (3.9)	372 (3.3)		318 (4.7)	449 (4.3)		298 (8.1)	452 (6.1)	
一般会計補給金	998 (5.6)	— (—)		1,380 (13.0)	— (—)		530 (7.8)	— (—)		311 (8.4)	— (—)	
行政費補足金	7,280 (40.5)	6,912 (28.1)		4,737 (44.7)	4,049 (36.0)		3,633 (53.5)	3,248 (31.4)		2,005 (54.4)	3,265 (44.3)	
指定補給金	— (—)	1,457 (5.9)		— (—)	2,131 (18.9)		— (—)	2,476 (24.0)		— (—)	821 (11.2)	
市県分担金・納入金	2,466 (13.7)	— (—)		814 (7.7)	— (—)		176 (2.6)	— (—)		141 (3.8)	— (—)	
その他とも歳入計	17,959 (100.0)	24,592 (100.0)		10,590 (100.0)	11,251 (100.0)		6,790 (100.0)	10,331 (100.0)		3,683 (100.0)	7,363 (100.0)	

	安 東 省			龍 江 省			三 江 省			熱 河 省		
	1938	1940		1938	1940		1938	1940		1938	1940	
租税収入	423 (8.4)	732 (11.0)		1,009 (21.6)	1,193 (19.9)		484 (8.9)	760 (6.9)		561 (14.8)	704 (9.7)	
国庫負担金	251 (5.0)	227 (3.4)		232 (5.0)	185 (3.1)		81 (1.5)	122 (1.1)		128 (3.4)	208 (2.9)	
一般会計補給金	683 (13.6)	— (—)		366 (7.8)	— (—)		592 (10.9)	— (—)		467 (12.3)	— (—)	
行政費補足金	2,851 (56.8)	3,476 (52.4)		2,599 (55.6)	2,838 (47.4)		4,021 (74.0)	4,412 (40.1)		2,117 (55.9)	4,434 (60.8)	
指定補給金	— (—)	605 (9.1)		— (—)	903 (15.1)		— (—)	5,374 (48.9)		— (—)	1,018 (14.0)	
市県分担金・納入金	663 (13.2)	— (—)		148 (3.2)	— (—)		84 (1.5)	— (—)		101 (2.7)	— (—)	
その他とも歳入計	5,019 (100.0)	6,629 (100.0)		4,677 (100.0)	5,992 (100.0)		5,433 (100.0)	10,990 (100.0)		3,788 (100.0)	7,295 (100.0)	

	間 島 省			通 化 省			牡 丹 江 省		
	1938	1940		1938	1940		1938	1940	
租税収入	125 (2.8)	462 (6.9)		188 (5.6)	223 (3.2)		242 (8.0)	647 (11.0)	
国庫負担金	112 (2.5)	151 (2.2)		109 (3.2)	115 (1.7)		49 (1.6)	85 (1.4)	
一般会計補給金	1,117 (24.7)	— (—)		445 (13.2)	— (—)		143 (4.8)	— (—)	
行政費補足金	2,647 (58.5)	3,316 (49.2)		2,263 (66.9)	2,968 (42.7)		2,069 (68.7)	2,285 (38.7)	
指定補給金	— (—)	2,289 (33.9)		— (—)	2,580 (37.1)		— (—)	2,213 (37.5)	
市県分担金・納入金	82 (1.8)	— (—)		0 (0.0)	— (—)		141 (4.7)	— (—)	
その他とも歳入計	4,527 (100.0)	6,743 (100.0)		3,382 (100.0)	6,955 (100.0)		3,010 (100.0)	5,906 (100.0)	

『地方財政概要』康德5，7年度版により作成。

る。しかも錦州省から牡丹江省にいたる、どちらかというとな典型的な農村県を抱える8省で、租税収入の比率が10%を大きく超えているのは、錦州省（錦州市が中心）、龍江省（齊齊哈爾市が中心）のみである。

次にいわゆる国庫補助金であるが、各種の国庫補助金について、表13と表15の科目の対応関係を説明しておく。表13で1938年度の国庫補助金は、表15の国庫負担金（中等学校国庫負担金）と一般会計補給金の合計、同じく表13で1940年度の国庫補助金は、表15では国庫負担金と行政責補足金、指定補給金の3費目の合計である。また表15の補助金額でわかるように、具体的な国庫補助金の歳入依存度は、奉天省を中心に多くの省で低下しているものの、農村部の省ではその減少割合は小さい。総じて都市部周辺の省は租税収入の伸びが見られるが、「満州国」全体としては依然として農業中心の産業構造を反映して穀物生産税以外の税収は停滞的で、経費の膨張は国庫補助に依存する割合が高いことを示している。したがってその限りでは、国庫補助は一定の財政調整機能を果たしていると評価できる。

最後に、表16によって、省地方費成立の前後で県及び市財政がどのように変化したのかを再度確認しておく。第1に、明らかに1938年度以降、どの地方団体でも省地方費からの補助金が歳入の4分の1にも達している。県旗では租税収入が40%を占めるので補助金の比率は20%台であるが、一般市は租税収入と同じ割合で、40年度の県市を合わせた歳入でも租税収入の10%程度低い地位にある。いかに省地方費からの補助機能が大きいかわかるであろう。ただし、租税収入もかなりの伸びを示していることにも注意が必要である。公債収入は市部で比較的大きい。

歳出はどうか。公署費が15~20%を一貫して維持しているのに対して、警察費は市での負担がないこともあって、1940年度の比重は1936、1938年度に比べて低くなっている。こ

れに対して教育費や土木費が、とりわけ後者が市部での割合が高いのにひきつけられて1940年度では相対的な地位が向上している。

こうして見ると、新設の省地方費は、自ら徴収する租税収入と中央財政からの補助、とりわけ地方財政調整資金特別会計からの補助を軸にして地方財政、とりわけ県市財政に大きな貢献をしたことがわかるであろう。つまり、日中戦争期の地方財政としての県市財政は、従来から治安維持のための警察費に多大な支出を余儀なくされたが、それに加えて、初等・中等教育や公共土木事業、勸業政策など、多面的な地方経営に乗り出さざるを得なくなる。そうした地方財政の歳出面での多角化を文字どおり支えたのが省地方費だったのである。

まとめ

「満州国」の地方財政は、当初は市県制として発足し、1937年1月の省地方費、並びに同年12月の街村制の成立によって3級制となった。省地方費成立以前の県財政は、租税収入（地税と雑税）で警察費を賄っていた。言い換えれば、日中戦争までの地方財政にとっては治安維持が最優先の課題であった。

しかし、1937年1月に省地方費が、同年12月に街村制が発足すると、財政資金の流れは一変した。すなわち、新設の省地方費に多額の国庫補助、それも地方財政調整資金特別会計からの補助が繰入れられ、その省地方費は、さらに下級の地方団体である市県旗に財政補助をおこなった。そうした補助を受け入れた県は、従来からの警察費の多額の支出に加えて、教育や土木費にも歳出を振り分けて、地方経営を多角化していったのである。

これに対して地方財政の末端に組み込まれた街村財政には、国庫補助は充当されずに当初から地税を主たる財源にして教育費の膨張を支えねばならなかった。「満州国」が、農村支配を深化させるためには、地租改正を含めた街村財

表 16 縣市旗歳入出比較

(1,000円)

	1936					
	県		新京特別市		市	
県税（市税）	27,597	(70.0)	483	(13.5)	1,433	(39.2)
省地方費補助	—	(—)	—	(—)	—	(—)
国庫補助	3,737	(9.5)	140	(3.9)	416	(11.4)
財産収入	565	(1.4)	327	(9.2)	233	(6.4)
使用費・手続費	1,540	(3.9)	277	(7.8)	319	(8.7)
県債（市債）	1,649	(4.2)	210	(5.9)	600	(16.4)
その他とも歳入計	39,412	(100.0)	3,573	(100.0)	3,651	(100.0)
公署費	7,914	(20.1)	451	(12.6)	815	(22.3)
警察費	16,085	(40.8)	—	(—)	13	(0.4)
教育費	5,627	(14.3)	180	(5.0)	727	(19.9)
土木建築費	932	(2.4)	2,272	(63.6)	1,088	(29.8)
勸業費	449	(1.1)	18	(0.5)	17	(0.5)
衛生費	332	(0.8)	157	(4.4)	379	(10.4)
社会事業費	183	(0.5)	63	(1.8)	42	(1.2)
補助費	780	(2.0)	3	(0.1)	17	(0.5)
その他とも歳出計	39,412	(100.0)	3,573	(100.0)	3,651	(100.0)

	1938						1940	
	県旗		新京特別市		市		県市	
県税（市税）	26,920	(41.6)	1,895	(28.5)	6,186	(26.9)	52,485	(35.9)
省地方費補助	15,296	(23.6)	533	(8.0)	5,661	(24.6)	35,538	(24.3)
国庫補助	1,447	(2.2)	210	(3.2)	840	(3.7)	1,349	(0.9)
財産収入	3,395	(5.2)	376	(5.6)	215	(0.9)	2,996	(2.0)
使用費・手続費	2,343	(3.6)	302	(4.5)	2,886	(12.5)	8,329	(5.7)
県債（市債）	709	(1.1)	1,400	(21.0)	2,060	(9.0)	8,972	(6.1)
その他とも歳入計	64,693	(100.0)	6,657	(100.0)	23,001	(100.0)	146,194	(100.0)
公署費	11,585	(17.9)	393	(5.9)	2,974	(12.9)	21,667	(14.8)
警察費	20,467	(31.6)	—	(—)	—	(—)	25,661	(17.6)
教育費	6,980	(10.8)	308	(4.6)	1,975	(8.6)	23,790	(16.3)
土木建築費	7,034	(10.9)	2,489	(37.4)	6,776	(29.5)	13,497	(9.2)
勸業費	4,866	(7.5)	37	(0.6)	338	(1.5)	8,527	(5.8)
衛生費	1,055	(1.6)	767	(11.5)	3,116	(13.5)	7,245	(5.0)
社会事業費	195	(0.3)	8	(0.1)	211	(0.9)	575	(0.4)
補助費	2,039	(3.2)	63	(0.9)	202	(0.9)	4,986	(3.4)
その他とも歳出計	64,692	(100.0)	6,657	(100.0)	23,001	(100.0)	146,194	(100.0)

1936年度は表1・4・5・7により、1938・40年度は『地方財政概要』康徳5・7年度により作成。

（備考）1936年度の市は、奉天、吉林、斎斎哈爾の3市の合計である。1938・40年度の「市」は、新京特別市を除く一般市である。

政をいかに掌握するかにかかっていたといえるのである。